



## 改正労働者派遣法の経過措置期限

弊社は常勤社員が10人の製造業ですが、そのうち2人を特定労働者派遣事業として大手の会社へ派遣しています。法律が改正されて、平成30年9月30日以降は許可制の労働者派遣に切り替えなければ派遣を行うことができなくなると聞きましたが、本当でしょうか。

社会保険労務士法人  
庄司茂事務所

特定社会保険労務士

庄司 茂



平成27年9月30日の改正労働者派遣法により、特定労働者派遣と一般労働者派遣の区別が廃止され、すべての労働者派遣事業は、新たな許可基準に基づく許可制となりました。経過措置として、施行時点で特定労働者派遣事業を営んでいる事業主については、平成30年9月29日まで引き続き事業を行うことができますが、平成30年9月30日以降に労働者派遣事業を営むためには、新たに申請を行い、許可を得る必要があります。

特定労働者派遣事業（届出制）と労働者派遣事業（許可制）の相違点とポイントは次のようになります。

### (1) 派遣労働者の範囲

届出制：常用労働者のみ

許可制：常用労働者及びそれ以外の労働者

### (2) 更新手続

届出制：不要

許可制：最初は3年、以後5年毎

### (3) 事業所面積要件

届出制：なし

許可制：派遣事業用面積20㎡以上

### (4) 派遣元責任者の雇用管理経験・講習受講

届出制：経験・講習受講ともに不要

許可制：3年以上の経験及び講習受講必須

### (5) 職務代行者の選任

届出制：不要

許可制：必要

### (6) 申請手数料

届出制：不要

許可制：1事業所12万円、2事業所目5万5千円

### (7) 登録免許税

届出制：不要

許可制：9万円

### (8) 資産要件

①基準資産（貸借対照表の資産総額から負債総額を引いたもの）が、1事業所当たり2,000万円以上あること

②自己名義の預金・現金の額が、1事業所当たり1,500万円以上あること

③基準資産額が負債総額の7分の1以上あること

配慮措置：中小企業で、事業所が1つのみで、派遣労働者数が10人以下の場合は、当分の措置として、①が1,000万円以上、②が800万円以上とされています。さらに、派遣労働者数が5人以下の場合は、3年間の暫定措置として、①が500万円以上、②が400万円以上とされています。

### (9) 申請期限

申請期限は平成30年9月29日ですが、期限日間際に申請して許可要件を満たしていない事項が見つかったら、許可を得るまでに空白期間が生じてしまうことがあります。早急に許可制への切り替え手続きをする必要があります。

### (10) 許可が取得できなかった場合は

許可を受けずに労働者派遣を行えば、無許可となり違法派遣になります。違法派遣と知りながら、派遣先が、派遣労働者を受け入れた場合は、派遣先が派遣労働者に対して、派遣労働者の派遣元における労働条件と同一の労働条件の労働契約の申込みをしたものとみなす「労働契約申込みみなし制度」が適用されます。

他にも、新たな許可基準として、派遣労働者のキャリア形成を支援することが必要になりました。法改正によって、派遣元事業主は、雇用主としての責任がより求められるようになっていきます。